



地域を守る大きな存在 ～頻発化する林野火災や災害対応と消防団の役割～

全国各地で大規模な林野火災や災害が増加傾向にあります。特に林野火災の発生原因は人的要因によるものが半数を占めており、未然に防ぐためには町民一体の取り組みが必要です。

今月は、その取り組みの中心として本町で活動する小国町消防団の重要性とともに、近年活躍の場を広げる女性消防団員について、消防団のこれからの展望とあわせ紹介します。

増加する林野火災

総務省消防庁が公表している令和6年度版消防白書によると、令和5年に全国で発生した林野火災の出火件数は1299件（前年比60件増）であり、焼損面積は844ha（前年比239ha増）となっており、どちらも前年より増加しています。また、昨年からはじめ全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生し、火災による多くの人的・物的損害が起きている状況です。

林野火災の主な出火原因としては、たき火が416件で全体の約3割、火入れが247件で全体の約2割を占めています。原因のほとんどは人的要因によるものであり、たき火後の不始末やたばこの投げ捨てなどが結果的に林野火災につながっています。

本町においても、山菜シ―

ズンに行われる山焼きなどは注意が必要です。

こうした林野火災などの大規模火災を防ぐためには、個人の防火意識の徹底だけでなく、町民が一体となった火災防止活動が必要不可欠となります。この取り組みの中心を担うのが「消防団」です。



▲消防団員による放水訓練

消防団の役割とは

小国町消防団は、現在町内各地で9分団、団員総数306名で編成され、日々、防災にかかる活動に取り組んでいます。消防団の活動は災害対応のほか、防火指導をはじめとする火災予防や応急手当の普及活動なども実施しています。消防署に勤務する消防士とは異なり、地域住民によって組織されていることから、地域の状況をよく知る存在でもあります。地域を守る第一線で活動する消防団は、災害時の対応や予防などにとどまらず、町民生活のさまざまな側面から、重要な存在となっています。

今年度より小国町消防団長に就任した金沢誠団長（東原）は4月12日に行われた令和7年度小国町消防団辞令交付式において、「昨年は本町においても防災ヘリコプターによ



▲今年度より消防団長に就任した金沢誠団長

る散水が必要とするものを含め2件の林野火災が発生しました。消防団の使命は、災害発生時の消火活動だけではなく、日頃からの予防消防活動も重要な使命です。火災予防週間に限らず、機を捉えて予防活動に取り組んでください」と訓示を述べ、あらためて消防団としての役割を団員に対し伝えられました。

新たな風を吹きこむ 女性消防団員

消防団活動においては、近年、女性団員の活躍もみられます。今年度、本町では20名の女性消防団員が所属しており、消防訓練や火災などの防災啓発活動を行っています。また、本年10月28日には、神奈川県横浜市で開催される「第26回全国女性消防操法大会」に山形県代表として小国町女性消防団が出場することとなり、現在、半年後に控えた大会に向けて、毎週火曜日に消防小国分署において、西置賜行政組合消防本部の職員や男性消防団員と協力しながら大会の競技内容と同様の練習を実施しています。今回の大会に出場予定である小国町女性消防団班長の齋藤美穂さん（石滝）にお話をうかがいました。

「私は災害などの有事の際に誰かに手をさしのべるこ

ができるような人になりたいくて、消防団に入団しました。入団する前は、消防団というものは未知の世界であり、入団した当初は何をすべきかわからず不安もありました。しかし、日頃の消防訓練や、保育園やスーパーの店頭などでの防災啓発活動を行っていいなかで、自身が知らなかったことを多く学び、知っていることが多ければ多いほど人を手助けすることができる存在になれるのだと実感しました。

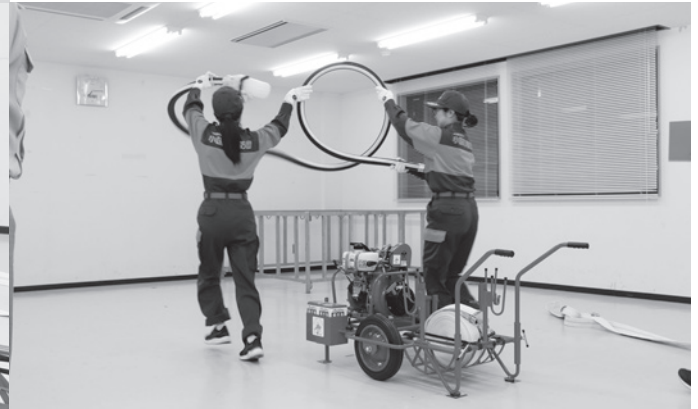
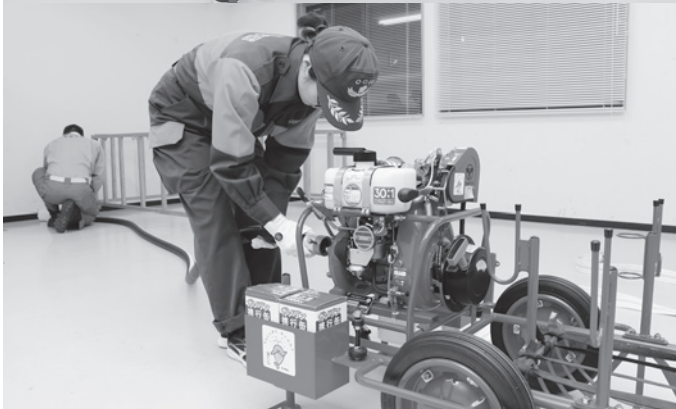
所属する女性団員が、育児や子育てのため、活動が十分に行われないこともありましたが、最近では若手の女性消防団員も多く、積極的に活動できている印象です。

出場する操法大会については、まずはケガなく、小国町そして山形県代表であることを誇りに持ち、よい結果が残せるよう団結して頑張りたいと思います。」

特集 地域を守る大きな存在 ～頻発化する林野火災や災害対応と消防団の役割～



▲練習を行う齋藤美穂班長（左側）



▲操法練習は実際の機材を使用したりしながら、消防職員の指導のもと行われる

今後の消防団活動

近年は豪雨や地震などの大規模災害が多く発生しており、災害への初動対応や救助活動などをはじめとする消防団の活動はますます重要になっていきます。本町では、令和4年8月3日から4日にかけて発生し、町内でも大きな被害をもたらした「令和4年8月豪雨災害」において、2日間にわたり、全9分団のべ152人が町内全域で対応しました。消防団は水害への対応を主として行う「水防団」も兼ねていることから、河川氾濫による積み土のう作業、ポンプ車による排水活動、土砂の除去作業にもあたったところですが、このほかにも、昨年度発生した町内での林野火災での消火活動に従事するなど、私たちの身近な生活の中に潜んでいる危険から身を

守ってくれる存在として必要不可欠であるといえます。

このように、消防団の意義や重要性が高まる一方で、本町を含め全国的に消防団の人数不足が大きな課題となっています。

令和6年度の消防団員数は全国に74万6681人となっており、前年度比で2.1%減少しています。

本町においても団員数の減少傾向は続いており、今年度は2人が新たに入団しましたが、前年度比で10人減となり、減少が続いています。現在、条例で定められている団員定数320人のうち、今年度において所属している団員は306人です。定数に対する不足を補うため、消防団を退職されたかたなどが機能別団員（特定の任務のみ活動する団員）として再度活動いただいています。

消防団の人材確保や育成は、住民の安心・安全なく

しの確保に向け、とても重要な施策です。本町における団員確保・育成に向けた具体的な取り組みとして、団員が住んでいる地域住民への消防団入団の呼びかけや、町内企業での募集活動を進めているほか、団員育成の面においては、新入団員を対象とした消防団員としての基本を身につける新入団員研修を新入団員辞令交付式にあわせて実施することや、各分団ごとの基礎訓練などを行っています。

また、消防団の人材を確保しやすくするため、今年度より、「小国町消防団条例」を改正しました。これまでは、18歳以上のかたであっても、小国町内に在住していることが団員任用の条件となっていました。が、町内に在勤している18歳以上のかたであれば、なだでも入団できるようになりました。

町では今後も、消防分署をはじめとする関係機関との連

小国町消防団員数の推移（3年間）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
総団員数	306人	316人	332人
前年比増減	-10人	-16人	-23人

※小国町の条例による団員定数は320人（令和7年度より400→320人）

携を密に図りながら、町民の安心・安全な暮らしを守るため、消防団員の確保や育成などを含め、災害発生防止や減災のための活動に積極的に取り組んでまいります。

～小国町消防団募集～

わたしたちが住み、働いている地域や家族、かけがえのないものを守りたいという思いを消防団に入団し形にしてみませんか。

■問合先 町民課危機管理担当（☎62-2261）へ

～「野焼き」は法律で禁止されています～

野外で廃棄物などを燃やす「野焼き」は、法律で禁止されている行為です。例外として認められる行為もありますが、周辺環境に影響のない範囲で行う必要があります。

○野焼きにあたる行為

野焼きとは、野外で家庭ごみや雑草などの廃棄物を燃やす行為のことをいいます。ブロックで囲まれたスペースやドラム缶の中で燃やすことも野焼きにあたります。ごみを燃やすときは、法律で定められた基準を満たす焼却炉を使わなくてはならないため、野焼きは法律で禁止されています。

○野焼きを禁止する法律と罰則

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条の2で禁止されています。

違反した場合、同法律の25条において、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方が科される可能性があります。

野焼きは火災を引き起こすだけでなく、近所迷惑や環境汚染にもつながる行為です。

県内においても野焼きを原因とする林野火災も増えています。

絶対にやめましょう。